

改正

平成28年6月21日条例第16号

平成28年10月10日条例第20号

平成31年3月20日条例第5号

宇検村定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢化、若者の流失、出生率の低下、また、毎年人口が減少し過疎化が進んでいくなかで宇検村が活力ある村の担い手を育成し、誰もが定住を希望する村づくりを目指すうえで、定住及びIターン者、Uターン者の促進を図り、これに貢献する村民に対し助成措置及び優遇措置を講じ、もって本村の活性化と住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住：宇検村内に居住し、本村の住民基本台帳に記載され、生活の本拠地が本村にあることをいう。
- (2) Iターン者：村外出身者が、定住を目的として村内に住民登録を行った者をいう。
- (3) Uターン者：村民であった者が村外に転出後、再度定住を目的として村内に住民登録を行った者をいう。

(助成措置及び優遇措置)

第3条 村長は、第1条の目的を達成するため、本村の活性化と福祉の向上に寄与すると認めるときは、新築住宅助成金、中古住宅購入助成金、住宅改修助成金、保育料の減免助成金、村営住宅料の減免助成金、高校生等通学バス助成金、専門学校等に通学する者の通学費助成金、子育て支援助成金（以下「助成金等」という。）の交付を行うことができる。

(助成措置及び優遇措置等の交付対象者)

第4条 助成金等の交付を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 新築住宅助成金：定住及びIターン者、Uターン者で村内に住宅を新築した者
- (2) 中古住宅購入助成金：定住及びIターン者、Uターン者で村内の中古住宅を購入した者
- (3) 住宅改修費助成金：村内に定住及びIターン者、Uターン者の定住を目的として住宅を改

修した者

- (4) 保育料助成金：村内に住所を有し I ターン及び U ターン者であること。
- (5) 村営住宅料助成金：村内に住所を有し I ターン及び U ターン者であること。
- (6) 高校生等通学バス助成金：村内に住所を有している者で宇検村から通学している者であること。
- (7) 子育て支援助成金：出生児の保護者に出産祝い金を支給し、村内の小学校に入学する者に入学祝い金を支給し、子育て助成金を乳幼児から中学 3 学年まで支給する。
- (8) 子育て住宅家賃助成金：乳幼児から中学 3 年生まで、3 名以上子育てしている世帯に支給する。
- (9) 専門学校等に通学する者の通学費助成金：村内に住所を有している者で宇検村から大島本島内の専門学校等へ通学している者であること。
- (10) その他定住に関し必要な事業

2 前項の規定に係わらず、前項第 1 号から第 5 号の助成金等は、村職員には交付しない。

(助成金等の額)

第 5 条 助成金等の額は、予算の範囲内において、規則で定める額とする。

(助成金等の交付申請)

第 6 条 助成金等を受けようとする者は、規則で定めるところにより村長に申請しなければならない。

(助成金等の交付決定)

第 7 条 村長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を宇検村地域活性化定住促進審査委員会で審査し、適当と認めるときは、助成金等の交付を決定するものとする。

(助成金等の取消等)

第 8 条 村長は、助成金等の交付を受けたものが、提出した書類に虚偽の記載をしたと認めるときは、規則で定めるところにより既に交付した助成金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 前項以外については規則で定める。

(規則への委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 宇検村たまくがね出産扶助費に関する条例（平成8年条例第9号以下「旧条例」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 旧条例の適用を受けていた者も、この条例の第4条1項第7号に規定する助成対象者とする。

附 則（平成28年6月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月10日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。